



ガス事業と渋沢との関わり

東京ガスのルーツは、明治の文明開化まで遡る。日本のガス事業は1872年、神奈川・横浜に端を発する。73年には「東京会議所」がガス灯の建設免許を取得。その翌年、渋沢栄一が同会議所の会頭に就任し、京橋一金杉橋間に85基のガス灯が点灯した。こうして街を煌々と照らしたガス灯は、まさに文明開化の象徴であった。

76年、ガス事業は東京府（現在の東京都）に移管され、渋沢は事務長を兼任しながら事業の安定化を図った。ある程度採算が取れるようになった頃、



広瀬会長

渋沢の精神を受け継ぎ、東京の発展を

第5回 東京ガス（港区）

渋沢は「ガスをさらに普及させるために、今こそ民間に任せる時期だ」と決断。官の長を務めながら民営化に奔走した。晴れて85年に払い下げが行われ「東京瓦斯会社」が設立、93年に社名を変え今日の東京ガスとなった。

ガス灯は当時、点消方と呼ばれる職人が手作業で点消灯していた。一人で50基ほどを担当し、約1時間かけて街中を駆け回り火を灯す。その勇ましい姿は明治錦絵にも描かれており、花形の職業だったという。

渋沢の教えを引き継ぐ

渋沢は、東京瓦斯会社の創立委員長から東京ガスの取締役会長まで、25年にわたってトップを務めた。現在、取締役会長を務める廣瀬道明氏は、「渋沢は欧米視察で初めて目にしたガス灯の明るさに驚愕し、そこから非常に強い関心を持ち続けた」という。そして約35年間、ガス事業に従事してくれた。当社はもとより、ガス事業の創始者と

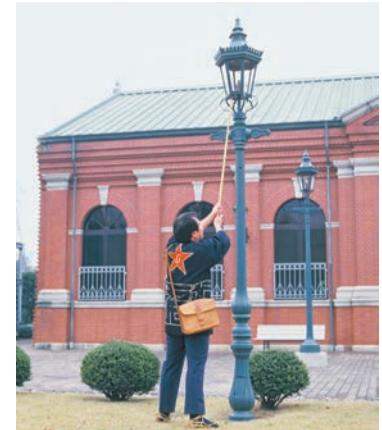
いっても過言ではない」と指摘する。

渋沢が「論語と算盤」の中で唱えた「理念と利益の両立」という教えは、同社の企業行動理念（公益的使命と社会的責任を自覚しながら企業価値を増大させていく）に反映されている。

「民間企業である以上、他の企業・他のエネルギーとの競争は不可欠だが、他方でガス事業はどこまでも公益性が求められる。例えば自然災害が発生し、当該地域のガス供給に万が一のことがあれば、即時に業界全体が結束して応援しなければならない」と廣瀬会長は強調。創業者渋沢の教えは、今も変わらず同社に浸透している。

渋沢の教えと今後の展望

同社は2015年の創立130周年を機に、東京理科大学大学院の橘川武郎教授を招き、自社の歴史や渋沢の教えを振り返る機会を設けた。廣瀬会長は「渋沢は高い理念と、それを実現する聰明さやしたかさを持ち合わせていた。そ



点消方によるガス灯点灯の様子
(同社ガスミュージアムにて)

んな熱い心を持つ人物が当社の創業者だということに改めて感銘を受け、それから深谷や飛鳥山といった渋沢ゆかりの地を探訪した」と語る。

電力・ガスの小売全面自由化が始まり、エネルギー業界は過渡期を迎えている。廣瀬会長は、この状況を渋沢が経験した江戸から明治への激動の時代と重ね合わせる。「渋沢は積極的に諸外国への見聞を深めながらも、心は日本経済の繁栄にあった。そんなチャレンジ精神と地域密着の姿勢を当社も大切にしながら、グローバルな展開を進めつつ、地元・東京の発展に貢献していきたい」と胸を張った。

本年10月の消費税率引き上げに伴い、飲食料品と新聞に対して軽減税率が導入される。軽減税率制度は、事業者に納税のための余分なコストがかかるので厄介だが、ひとまず適応せざるを得ない。とはいえ、飲食料品を販売する事業者の仕入れはすべて軽減税率が適用されるわけではない。標準税率による品目の仕入も、当然想定される。

仕入税額控除による還付

世間では複数税率に不慣れなため、ある種の「誤解」があるようだ。それは、標準税率が適用される品目を仕入れると、8%から10%に税率が引き上げられる分、税込価格では「値上げ」となり、仕入原価が上がるため、その分を転嫁して販売価格を上げないと利益が減る、というものである。

確かに、標準税率が適用される品目だけを販売する事業者はその通りだが、軽減税率が適用される飲食料品を販売する事業者は、転嫁できないと利益が減るということはない。

なぜなら、消費税制には仕入税額控

除があり、売上税額より仕入税額の方が多ければ、差額分だけ仕入れ時に支払った消費税が還付されるからである。これは、軽減税率が適用される品目を販売する事業者にしか発生しない。

還付のカラクリ

その理由を説明しよう。標準税率10%、軽減税率8%のときに、プラスチックトレーに乗せた魚を売る小売業者を例にする。小売段階では全体が食料品として軽減税率が適用されるが、トレーには標準税率が適用される。

軽減税率が適用される品目を、卸売業者Aが小売業者に、300の付加価値を乗せて販売すると、その取引に24（=300×8%）の消費税がかかる。小売業者は卸売業者Aに計324を支払う。

他方、標準税率が適用されるプラスチックトレーを、卸売業者Bが小売業者に、600の付加価値を乗せて販売す

ると、その取引に60（=600×10%）の消費税がかかる。小売業者は卸売業者Bに計660を支払い、合わせて84の消費税を仕入れ時に支払うことになる。

そこで、小売業者は税抜の本体価格が軽減税率適用品目300、標準税率適用品目600の品物を、増税前後も変わらず、100の付加価値を乗せて消費者に販売することにする。このとき、本

体価格は1,000

（=900+100）となり、軽減税率が適用されるので、80の消費税がかかる。消費者は小売業者

に、1,080を支払う。小売業者は、80の消費税を受け取るが、仕入段階で84の消費税を既に支払っているので、これが仕入税額控除となる。これは、小売業者が消費者から受け取った消費税額80よりも多いので、4だけ消費税が還付されることになる。

この例は、小売段階で仕入時に標準税率が適用された品目で税込価格が値

上がりした分を、消費者に転嫁しない例である。それでも、小売業者は付加価値100は維持できる。標準税率が適用された品物が8%から10%に増税された時に税込価格が上がった分の12（=600×2%）を販売価格に転嫁すると、転嫁しなかったときの税込価格1,080に12が加わって1,092になるが、そうすれば、小売業者の付加価値は112と増えることになる。

つまり、仕入時に標準税率が適用された品目で税込価格が値上がりした分を、消費者に転嫁しなくても仕入税額控除ができ、増税前の付加価値100を維持できる。

これまで単一税率だったため、消費税制で還付があるという認識は、（輸出業者を除き）ほとんどなかった。そのため、必ずしも税制に詳しくない一般の事業者やその従業員は、前述のような「誤解」をしているようである。消費税制には還付がある、という仕組みについて理解の浸透が求められる。（慶應義塾大学経済学部教授、東京財團政策研究所上席研究員 土居丈郎）

経済ViewPoint

消費税の軽減税率に伴う「誤解」

に、1,080を支払う。小売業者は、80の消費税を受け取るが、仕入段階で84の消費税を既に支払っているので、これが仕入税額控除となる。これは、小売業者が消費者から受け取った消費税額80よりも多いので、4だけ消費税が還付されることになる。

この例は、小売段階で仕入時に標準税率が適用された品目で税込価格が値

その可能性を、追求する。

日本は天然ガスや石油、石炭など、資源のほとんどを外国からの輸入で補っています。

限りある貴重なものだからこそ、大切に使いたい。

資源を活かし、エネルギーの可能性を追求する私たちの技術が、人と社会の毎日をあかるく、あたたかくします。



あなたとずっと、今日よりもっと。

TOKYO GAS

